

① 調達における契約の効率化・透明化について

平成20年12月に総務省と国交省が連名で出した「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」の通知で、市町村においても可能な限り速やかに電子入札の導入に努めることとされているにも関わらず、それから15年が経つ現在でも、本町はいまだに電子入札ではなく紙による入札を行っている。新規中小企業の受注機会確保や自治体・事業者双方の利便性や業務効率の向上、また、入札情報が広く開示されることによる透明性・競争性の確保、談合防止の観点など、電子入札には多くのメリットがある。近隣の建設事業者からも本町への電子入札導入を求める声を聞いており、本町の認識と現状を以下の質問から確認する。また、契約業務の透明化に資する情報公開についても聞く。

(1) 本町が今もって電子入札を導入しない理由は何か。

(2) 長崎県や長崎市は「電子入札コアシステム」という共通の電子入札方式を採用しており、事業者は一つのICカード（電子証明書）でどちらの電子入札にも対応できる。本町は長崎市と隣接し連携中枢都市圏を構成しており、いずれの発注にも応札したいと考える事業者は少なくないと思われることから、同じシステムを導入し、発注・受注双方のコスト低減を図り、住民満足度向上に努めるべきと考えるがどうか。

(3) 今年1月に、本町の令和4年度・5年度の限度額を超えるすべての随意契約について、件数・内容・理由が分かるものを開示請求したところ、分かりやすくまとめられた文書を開示していただいた。令和3年3月定例会一般質問において、不正防止の観点から限度額を超える随意契約の公表を求めた際には、本町はその必要性を認めず、行わないとの答弁であったが、開示請求に対してこの文書のようにまとめることが可能なのであれば、平時から該当する随契の都度公表できるはずである。改めて、公表についての考えを聞く。

② 障害者への災害時対応について

災害からの避難の際に、発達障害のある人たちとその家族が避難所でうまく集団行動ができず行き場を失うなどの問題を受けて令和3年に災害対策基本法が改正され、福祉避難所への直接避難が可能になるなど、各地の行政機関が避難受け入れの態勢を整える動きがある。本町でも「地域防災計画」「避難行動要支援者避難支援プラン」において避難行動要支援者への一定の配慮は図られているが、中でも特有の配慮を必要とする障害者と家族への対応を十分に検討しておくべきと考え、以下質問する。

(1) 本町では特養ホーム2カ所が福祉避難所となっているが、施設の性格からも、受け入れ対象者は高齢者に特定される。改正災害対策基本法においては、「高齢者」「障害者」「妊産婦・乳幼児」など受け入れ対象者を特定・調整し、対象者が日頃から利用している施設への直接避難を促進することとしているが、本町では高齢者以外の要支援者の避難についてはどのように考えているか。

(2) 熊本市は令和元年に特別支援学校・盲学校などを「福祉子ども避難所」として、二次避難（特定の対象者は直接避難）ができるよう協定を結んでいる。本町も近隣の支援校と同様の協定を検討すべきと思うがどうか。

(3) 武雄市では「命の72時間事業」として、生命維持のための医療機器等を日常的に使用している人を対象に、災害時などの備えとして自家発電機や蓄電池などの非常用電源を購入する場合に、上限20万円の一部給付を行っている。継続してかかる費用ではなく、対象者も多くはないからこそ、本町でも実施できる、実施すべき事業と考えるが、どうか。